

カマヤん まさかね あらばら瀧

大会では、全単組から発言が行なわれ、不払い残業是正のとりくみや個人情報保護法を口裏

富士野議長は挨拶で「参議院選挙の結果を受けて情勢が変わりつつある。憲法9条を守る運動を広げるため、署名に取り組み」と述べ、金融労連本部・滋賀県労連・滋賀県商工団体連合会・政発代表などの来賓から、お祝いと激励の挨拶を受けました。

10月20日(土)・21日(日)、近畿地協第2回定期大会が滋賀県大津市・びわこ石山ホテルで開催され、代議員・役員・オブザーバーを含め43人が参加しました。

金融労連・谷顧問は「たとえ少数組合であっても、経営分析・資料収集を進めることによって労働組合の権威を高めることができる」とことを滋賀銀行従

また来年1月にきのくに信金との合併が予定されている湯浅信金労組の池水委員長からは、合併発表後の不当労働行為の状況や近信労・近畿地協・地元の地区労などの応援に勇気付けられていると報告がありました。

に労働者に責任転嫁が行われている実態、金融リスク商品の販売のあり方、リストラによって職員のモチベーションが低下している職場の現状などが報告されました。



近畿地協第2回定期大会

労働組合の権威向上を

近畿地協第2回定期大会に43人

近畿のなかま

No.8
2007・10・30

発行人
金融労連近畿地協
事務局長 阿部正巳



組の具体例を交えて明らかにされました。

二、数年、続けて参加されているさわやか信金従組からは今回も廣田委員長はじめ三役が参加、「近畿は、本音の議論が多く大変勉強になる」と夜遅くの交流会まで親交を深めました。

一日目には全議案が満場一致で採択され、新年度の役員がそれぞれ満票で選出されました。大会でとりくまれた憲法署名には家族を含め50筆が集まりました。

大会で選出された新四役は次の通りです。(敬称略)

- 議長 富士野三男 (近信労連津水都支部)
- 副議長 渡野弘 (銀産労大阪支部)
- 同 後藤光明 (京都北部信金従組)
- 同 小原信夫 (滋賀銀行従組)
- 事務局長 阿部正巳 (京都北部信金従組)
- 事務局長次長 福井尚雄 (京都北部信金従組)
- 同 伊藤崇孝 (近信労成協信組支部)
- 同 山崎幸雄 (まきのみネット)
- 同 山根安則 (銀産労大阪支部)

こんな時、どうだっけ？

— 妊娠による不利益変更 —

Q 妊娠したら、会社を辞めるかパートになるかどちらかだと言われました。なんとかなりませんか？

A いまどき、ひどい会社もあるんですね。妊娠や出産を理由とする解雇は、男女雇用機会均等法で禁止されています。だから辞めるというのは法違反です。

では「パートになれ」と

言つのはどうでしょうか。今の均等法では、こうした不利益扱いは禁止されていません。しかし、昨年法律が改正されました(今年の4月1日から施行)。

解雇以外の「不利益な取り扱い」が具体例で禁止されたのです。正社員をパートに転換することも明確に禁止となりました。4月以降は完全に法違反です。

おかしな継続雇用基準を撤廃させる

JMIU支部

会社が60歳以降の継続雇用希望者に、「花粉症がないこと」「コレステロールが正常」などの基準を設け継続雇用を相次いで拒否していた問題で、JMIU日本高岡波支部(神奈川)は9月、この非常識ともいえる基準を撤廃させました。

昨春施行された改正高齢者雇用安定法では、使用者は原則的に希望者全員を継続雇用しなければなりません。JMIU神奈川地本によると、日本高岡波は継続雇用の基準を極端に厳しくする一方で、管理職を含め「会社のお気に入り」社員は子会社で再雇用していたといいます。

同支部は救済を申し立てていた県労働委員会がこのほど、基準の撤廃と9月に定年を迎えた支部委員長の継続雇用を会社側に確認させました。

- メッセージを寄せて
- 全印総連大阪地連
 - 全損保大阪地協
 - 大阪医労連
 - 建交労大阪府本部
 - JMIU大阪地本
 - 奈良県労働組合連合会
 - 大正銀行従業員組合
 - 全国一般労組大阪府本部
 - 大阪商工団体連合会
 - 全大阪労働組合総連合
 - 南日本銀行従業員組合

金商法問題で財務局交渉

近畿地協は10月3日、金融商品取引法問題で、近畿財務局と約1時間にわたり交渉を行ないました。

組合からは、金融商品取引法実施に際して生じている現場での問題点を中心に金融庁の見解を質しました。

特に近畿大阪銀行で、投資信託等の金融リスク商品の目標を掲げない行員に対しては他の目標をいくらか超過達成しても平均以下の人事評価を行い、貸金庫だけでなく、定年再雇用対象からも外そうとしている事態をあげて、利用者保護の観点からも問題はないのかと指摘しました。

これに対して近畿財務局は「個別企業の経営判断の問題」とし、「今後の検査では金商法に反した事例の検査を実施していく」と述べるにとどまりました。

ノルマ販売と金商法の矛盾

金融リスク商品のノルマ販売によって、現場では投資家保護よりノルマ優先の営業活動が行われている実態を示して「ノルマ販売を行なっていること自体が、金融商品取引法違反の事例につながる」と指摘しましたが、この点についても近畿財務局は見解を示

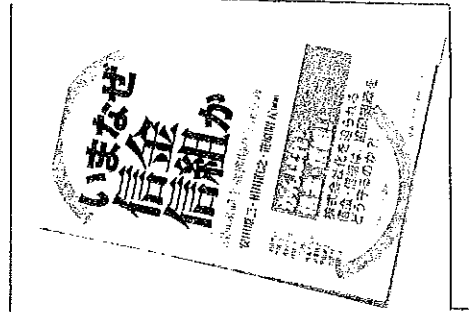
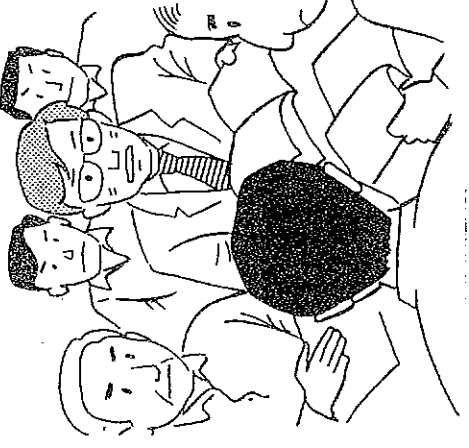
せずじまいに終わりました。

「儲かる商品」からの転換をまた、やみくもに投信販売を拡大し、半数以上の件数で元本割れと報道されている郵便局の投資信託についても「やり得をさせないような事前の措置が求められている」との申し入れに対しては「ゆーちょ銀行の投信についても今後、金融庁の検査対象となるので同様に検査していく」と述べました。

法令準備室長がいくら「リスク商品を儲かる商品という発想から投資家保護という発想に転換してもらいたい」と叫んでも、「預金から投資へ」という金融庁の方針がある以上、金融商品取引法の遵守が果たして可能なのか、法律施行直後ということもあって近畿財務局では検査方針も含め対応に苦慮しているという印象を強く持ちました。

この日の交渉には、近畿財務局から金融1課の藤井・中村両士席調査官と書記2人の計4人が対応。

組合からは、銀産労・近信労・泉州銀行従組・滋賀銀行従組と大阪金融共闘の仲間計7人が参加しました。



「いまなぜ信金・信組か」という本が今月発刊されました。株式会社化を迫られる信金・信組は協同組織をどう守るのかを鋭く問う協同組織金融機関への応援歌でもあります。その中から、全国信用金庫協会参与の相川氏の著述部分の一部を引用してみました。私たち金融労連のこれまでの主張と全く同じ主張を業界中央が展開しています。これでも各経営者の皆さんは「金融労連」の労働組合を敵視されるのでしょうか。

銀行では貸さないところ、貸し割面倒を見ないところ、貸し割がすところでも、協同組織金融機関は何とか対応してくれ

テロ特措法許さない10・3全国行動

大阪集会に3600人

大阪では「許すな！テロ特措法延長・新法制定」を呼びかける緊急府民大集会が10月3日夜、扇町公園で開かれ3千6百人が参加しました。

主催者を代表して大阪労連の植田議長は「沖縄県民が示した怒りを、大阪でも政治の流れを変えるたたかいに結びつけていこう」とあいさつ。

金融労連からも、滋賀から参加した近畿地協中島副議長をはじめ、近信労・銀産労の仲間5人が集会に参加し、梅田駅近くまで約2キロの道のりを「憲法9条を守るっ！」「自衛隊はインド洋・イラ

ク・アフガンから撤退せよ」などと唱和しながらデモ行進を行ないました。



るという取引先の信頼を失った。検査基準が同じなのだから資産査定で銀行との差別化をはかることがきわめて難しくなり、存在意識が揺らいだのである。それだけでなく地域中小企業業が立ち直る時期を逸した。協同組織金融機関自体にとっても、マニエールに基づく検査官の資産査定が自己の存在を揺るがすものになった。検査によって自己資本不足と認定され、破綻・合併に追い込まれるところが相次ぐことになったからだ。その後、金融検査マニエールは見直され、中小企業融資が策定されたが、協同組織金融機関は未だにマニエール検査とその後の金融行政の打撃を

呪縛から脱したとはいえない。それはマニエール検査実施以降(2001年以降)の協同組織金融機関数の激減、預貯率の劇的低下となって現れている。地域経済の活性化あるいは再生、持続的地域経済の構築を考えると、自己資本比率最優先行政、金融検査マニエール、バーゼル対称性経営管理といった一連の金融行政の見直しは絶対に必要である。グローバル時代に対応するためにはバーゼル型リスク管理が必要なのだが、どうみても地域、中小企業、協同組織金融機関の象徴との距離があまりすぎるし、何もしないの政策で地域経済が低迷し、地域格差が拡大し、地方自治

体が破綻し追い込まれるようでは元も子もなくなるのである。地域経済、日本経済の視点に立つことも一層見直すべきだ。(中略)

信用金庫などの不祥事の昨今の多発は、行政や市場の圧力の下で、協同組織の存在意識を失うこと恐れ、いすくしと稀して給料、賞与を天引き計上し、人員を減らし、たんに成果主義を導入するなとして、職員の士気を落し、仕事を過重にし、なおかつ仕事に隠れつつあった結果であり、経営運営の無理失敗の現れである。それが最近になって表面化してきたのである。合併によって明らかになったものおひたない。